

議案第 4 2 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 3 日 提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

(大口町都市計画税条例の一部改正)

第1条 大口町都市計画税条例（昭和38年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 大口町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
附 則	附 則
1～10 略 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）	1～10 略 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）
11～13 略	11～13 略
14 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第29項、第38項、第39項若しくは第42項から第44項まで、第15条の2第2項、 <u>第15条の3又は第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第61条</u> 」とする。	14 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第29項、第38項、第39項若しくは第42項から第44項まで、第15条の2第2項又は <u>第15条の3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。
15・16 略	15・16 略

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
附 則	附 則
1～10 略 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）	1～10 略 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）
11～13 略	11～13 略
14 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第29項、第38項、第39項若しくは第42項から第44項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第63条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第63条</u> 」とする。	14 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第29項、第38項、第39項若しくは第42項から第44項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第61条</u> 」とする。
15・16 略	15・16 略